

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 93 号

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

道路占用料徴収条例施行規則（昭和 46 年岩手県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の特例) 第 2 条 [略] 2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。 (1) [略] (2) <u>日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）</u> <u>第19条第1項に規定する業務の用に供する占用物件</u> (3)～(14) [略] (15) <u>塩及び郵便切手の販売場所を示す規格化された看板</u> (店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。) (16)～(21) [略]	(占用料の特例) 第 2 条 [略] 2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。 (1) [略] (2) <u>削除</u> (3)～(14) [略] (15) 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に 取り付けられたもので、1店舗1個に限る。) (16)～(21) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。